



と畜申請時には、正確な 投薬歴・病歴申告を！



と畜検査申請時牛は直近概ね3ヶ月、それ以外の獣畜は概ね2ヶ月以内の投薬歴及び病歴の申告がと畜場法施行規則で定められています。

【申告がないと？】

- ★と畜検査時に治療痕等が発見された場合
→確認がとれるまでその食肉・内臓は流通できません！
- ★と畜後に動物用医薬品等の残留が疑われた場合
→その食肉を含む複数頭分が廃棄となることもあり、大きな損害が発生します！！

【正しく申告するためのポイント】

1. 使用薬の正式な製品名を申告



休薬期間が異なる
似た名前の薬剤が
ある



2. 使用薬ごとに投与日・投与経路を申告

(例) 4月1日

水性デキサ注0.1% 静脈内注射

投与経路によっ
て休薬期間が異
なることがある

3. 特例使用 (獣医師の指示により、人用の医薬品を家畜に使用した等) の場合、獣医師の指示書 (獣医師自身が作成、獣医師の氏名、使用薬、投与日及び出荷制限期間を記載) を添付

【気をつけましょう】

抗生物質以外の動物用医薬品やビタミン剤、ワクチン(※)等使用禁止期間・休薬期間のない薬剤も申告が必要です。

※ワクチンは接種後20日間のと畜申請自粛をお願いします。